

生駒市条例第 37 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 25 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和 34 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「350,000 円」を「380,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市国民健康保険条例第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。